

商品名				
○ 日本海しんきん住宅ローン 一般社団法人しんきん保証基金保証付 「住宅プランA」「住宅プランB」「住宅プランC」「住宅プラン借換200」				
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金			
プラン	住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プラン借換200
ご利用いただける方	年齢が満20歳以上満70歳以下の個人(個人事業主含む)の方 ※ただし、最終返済時年齢が満80歳以下			
勤続年数	給与所得者 : 1年以上 法人役員・自営業者 : 3年以上			
年間所得	100万円以上			
返済実績 (借換の場合)	1年以上	1年以上	対象外	1年以上
その他	直近1年間に、日数延滞を含む延滞がないこと ・日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者の方 ・信用上問題がない方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・団体信用生命保険に加入できる方 ・当金庫会員の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方			
所得合算	次の①～⑤の全てに該当する方のうち、いずれか1名とします。 ①申込人と同居中または対象物件に同居予定である方 ②申込人との続柄が、配偶者・親(配偶者の親を含む)・子(子の配偶者を含む)のいずれかである方 ③安定した収入があり、今後も継続性が見込まれる方 ④年齢が満20歳以上70歳未満の方 ⑤反社会的勢力に該当しない方 ※合算できる金額は、年収合算者の年収の50%以内で、かつ申込人本人の年収の50%を超えない額とします。 ※所得合算者は連帯保証人又は連帯債務者となります。			
お使いみち	申込人またはその家族が居住する物件の取得、もしくは居住用物件にかかる建物増改築・リフォーム・または居住用物件を目的物とする住宅ローンの借換を目的とした次の資金 ① 土地・建物(新築・中古)、マンション(新築・中古)購入 ② 建物購入(新築、建替)、増改築・リフォーム ③ 土地のみの購入(隣地・底地・家族のための購入) ④ 借換(ただし、住宅プランCは不可) 上記①～④にかかる諸費用(登記費用・印紙代・仲介手数料・保証料・火災保険料・事務手数料・土地造成費用・解体工事費用・住み替えに伴う売却損等)			
ご融資金額 (1万円単位)	50万円以上 8,000万円以内			
ご融資限度	プラン決定基準額の60%以内	プラン決定基準額の90%以内	プラン決定基準額の100%+500万円以内	プラン決定基準額の200%以内かつプラン決定基準額+2,000万円以内
	プラン決定基準額は、売買価格(税込)または工事請負価格(税込)とします。それ以外の場合は、しんきん保証基金所定の方法による評価となります。			
	借地上の建物の場合 50万円以上 3,000万円以内			
ご融資期間	1年以上最長35年以内(ただし、貸付対象物件により制約があります)			
ご融資利率	・固定金利または変動金利のいずれかを選択していただきます。 固定金利選択型(3年、5年、10年固定)の場合…当金庫所定の金利となります。 ※固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは選択した固定金利期間に限ります。当初固定金利期間満了後は、その時点に店頭表示する通常金利が適用されます。			

商品名		○ 日本海しんきん住宅ローン		一般社団法人しんきん保証基金保証付	
		「住宅プランA」「住宅プランB」「住宅プランC」「住宅プラン借換 200」			
	変動金利選択の場合・・・当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に変動します。				
返済負担比率	・本件借入、およびその他のすべての借入にかかる年間元利金返済額の合計が、前年の年収に対して、次の割合の範囲内であること。				
	年間所得		返済負担比率		
	100万円以上 300万円未満		2 5 %以内		
	300万円以上 450万円未満		3 0 %以内		
	450万円以上 600万円未満		3 5 %以内		
	600万円以上		4 0 %以内		
ご返済方法	元利均等分割返済 または 元金均等分割返済 ※貸付金額の5 0 %を限度として、6 ヶ月ごとの増額返済併用可能です。 ※元金返済の据置期間は、1 年の範囲で取扱い可能です。				
担保	ご融資の対象となる物件に、当金庫が第一順位の抵当権を設定させていただきます。				
保証人	原則不要 ※ただし、所得合算者は、連帯保証人または連帯債務者となります。				
火災保険	建物の時価評価額以上の火災保険を付保していただき、その火災保険に質権を設定させていただく場合があります。 ※借地上の建物の場合は必ず火災保険に質権設定し、確定日付を付させていただきます。				
保証料	保証料の目安：貸付金額1, 0 0 0 万円・貸付期間3 5 年・元利均等返済の場合				
	住宅プランA	住宅プランB	住宅プランC	住宅プラン借換 200	
	108, 000円	206, 000円	337, 000円	282, 000円	
※保証条件・内容により保証料が異なります。 ※ご融資時に保証会社に対して一括してお支払いいただきます。					
手数料 (消費税込)	・住宅ローン取扱事務手数料				
	当金庫事務手数料			3 2, 4 0 0 円	
	・条件変更等手数料				
	全額繰上返済時			手数料	
	全額繰上返済額が当初 融資額の	5 0 %以上		3 2, 4 0 0 円	
		3 0 %以上 5 0 %未満		2 1, 6 0 0 円	
		1 0 %以上 3 0 %未満		1 0, 8 0 0 円	
		1 0 %未満		無料	
	一部繰上返済時			手数料	
	一部繰上返済額が当初 融資額の	5 0 %以上		2 1, 6 0 0 円	
3 0 %以上 5 0 %未満		1 0, 8 0 0 円			
3 0 %未満		5, 4 0 0 円			
返済条件変更時			5, 4 0 0 円		
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。				
返済額の試算	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。				
団体信用生命保険	当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。 「一般団信」、「三大疾病保障特約付団信」から選べます。 ・「一般団信」保険料は当金庫が負担します。 ・「三大疾病保障特約付団信」にご加入の方は、年0. 3 %上乗せとなります。				

商品名	○ 日本海しんきん住宅ローン 一般社団法人しんきん保証基金保証付 「住宅プランA」「住宅プランB」「住宅プランC」「住宅プラン借換200」										
その他	お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。										
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。 日本海信用金庫 相談室および経営企画部コンプライアンス課 住 所：島根県浜田市殿町 83 番地 1 T E L：0855-22-1851 F A X：0855-22-7858 e メール：s1711006@facetoface.ne.jp 受付時間：9 時～17 時（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、メール、面談 * お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。 <table border="1" data-bbox="603 974 1321 1332"> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th></tr> <tr> <td>住 所</td><td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td></tr> <tr> <td>電話番号</td><td>03-3517-5825</td></tr> <tr> <td>受付日 時 間</td><td>月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00</td></tr> <tr> <td>受付媒体</td><td>電話、手紙、面談</td></tr> </table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電話番号	03-3517-5825										
受付日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00										
受付媒体	電話、手紙、面談										

商品名

○ 日本海しんきん住宅ローン

一般社団法人しんきん保証基金保証付

「住宅プランA」「住宅プランB」「住宅プランC」「住宅プラン借換200」

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>）をご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫